

## 川崎市公告第2号

川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）ほか関連案件の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和8年1月5日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 都市計画の内容

#### (1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）
- イ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

#### (2) 都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）
  - (ア) 追加する部分  
なし
  - (イ) 削除する部分  
なし
  - (ウ) 変更する部分  
川崎市 川崎区 扇島地内
- イ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）
  - (ア) 追加する部分  
川崎市 川崎区 扇島地内
  - (イ) 削除する部分  
なし
  - (ウ) 変更する部分  
なし

## 2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年2月26日(木) 午後7時から
- (2) 場 所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室(川崎区宮本町1)

## 3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和8年1月27日(火) から2月10日(火) まで
- (2) 提 出 先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町1番地)

## 4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

### (1) 説明会

- ア 日 時 令和8年1月26日(月) 午後7時から午後8時30分まで
- イ 場 所 川崎市役所本庁舎2階ホール(川崎区宮本町1)

### (2) 縦 覧

- ア 日 時 令和8年1月27日(火) から2月10日(火) まで
- イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)

川崎区役所市政資料コーナー(川崎区東田町8)

川崎区役所田島支所仮庁舎(川崎区田島町20-23)

川崎市立川崎図書館(川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階)

※都市計画課、川崎区役所、田島支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日及び日曜日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。